

[論文]

経営倫理の一研究

木 村 清 司

1. はじめに

今年（2018）はリーマン・ショックから10年の節目の年である。不動産ローンを証券化して販売したリーマンの経営者は当時を回顧して、自社の金融商品がどの様な内容であるか把握できなくなっていたと証言した。経営者が自社の商品に責任を持てない状況で市場に提供していたのである。

企業経営者が自社の商品を管理できない状態にありながら市場に提供して、顧客に大損害を与えていたり仮想通貨問題の不正も現在は放置されたままである。インターネットやAIが利用された金融商品の犯罪や不正は損害額も巨額であり、資本主義経済制度の崩壊と修復できない悲惨な被害者の発生も予想される。リーマン・ショックからの反省は企業経営者には無いようである。

GAFA（グーグル、アップル、フェイスブック、アマゾン）は第4次産業革命により躍進している企業である。しかし、その企業経営には法律違反や経営倫理に反する行為もあり、悪徳企業としての批判もある。EU（欧州連

合）の執行機関（欧州委員会）はアマゾンが課税逃れを行っている現状を重視し、課税強化の措置を行うと発表した。

フェイスブックは2018年3月に約8700万人分の利用者情報の不正流出が明るみに出たことにより、企業経営者に対しての信頼が急落した。

日本の企業活動は行政監督下の指導により成立している。企業の不正や不祥事が発生すると企業経営者だけ批判的になる。監督官庁の責任は曖昧にして終焉する。金融庁は2018年9月に仮想通貨交換業者のテックビューロに3度目の業務改善命令を出した。これは今回新たに約70億円の仮想通貨の流出が発覚したからである。

テックビューロは金融庁が改正資金決済法に基づいて営業を許可した登録業者で、先に巨額の仮想通貨流出の不祥事を発生させたコインチェックは特例で営業が認められた、みなしが業者である。この両社は金融庁が利用者保護やサイバー攻撃への安全対策についての基準を満たしていると判断された企業である。

2018年10月には金融庁がスルガ銀行に6か月の一部営業停止命令という厳しい処分を下した。これは投資用不動産向け融資の不正

だけではなく、創業家に関するファミリー企業に不適切な融資が行われ、ずさんな経営の不正体質も判明したからである。

最近の米国では企業経営における不祥事が情報技術（IT）企業で発生している。これはシリコンバレーを拠点とする企業の多くが経営管理態勢の不備を放置して業務を遂行しているからである。企業経営者としての社会的責任が自覚されていないのと、情報技術者の倫理が欠如しているからである。不正がコストの論理とリスク管理の甘さから発生していることを認識できずに、利益増加達成と失敗の対処に経営倫理を逸脱した方法を選択して実行したからである。

企業の顧客に提供する商品は科学技術の進歩により、利便性と危険性の両面を兼ね備えている。人間の生命や財産が危害を受ける商品は企業のイノベーション（技術革新）により拡大している。リーマン・ショックは金融商品の生産を数字とITを利用した金融工学の応用により、不動産ローンを証券化して販売した結果である。この企業経営者の行為は善か悪か、正しいか不正か、経営者より高額の報酬を得ていた商品開発技術者には顧客に対しての倫理が存在していたかが問題である。

経営倫理（management ethics）とは、経営倫理用語辞典によれば企業のみならず、非営利組織などを含めた組織一般の経営にかかる倫理であると規定している。また、研究対象が企業の場合は個人企業も含めた経営倫理学、すなわち企業倫理学となる。ビジネス倫理（business ethics）は一般社員の行動の倫理であり、これが研究対象であればビジネス倫理学である。¹⁾

人間個人の倫理と人間組織の倫理には差異

があり、ステークホルダー（stake holder）に対しての責任や目的も異なる。人間個人の倫理が企業経営に適用されても経営倫理が成立したことにはならないのである。企業経営を正し、正しくない行為は社会規範（social norm）の法律により判断されている。しかし、社会規範には法律以外にも、宗教戒律、慣習、道徳などがあり、法令遵守だけで企業経営が正しいと決定されない場合もある。

我々の経営学が研究対象にしているのは、資本主義経済制度下の企業であり、自由市場原理により経営活動をすることがルールである。これに違反する行為は不正、悪であり、利益を達成することはできないのである。企業経営に倫理だけを適用した経営倫理は存在し得ないのである。企業経営では環境条件の適応優先順位に従い、倫理的要素によらない作業処理や意思決定が行われる場合もある。それは企業独自の力では解決できない事項であり、外国為替変動、政府の産業構造転換政策、景気変動、金融政策、財政政策、自然災害、金融危機、戦争、企業を規制する各種法律、監督官庁の命令などである。²⁾

企業の構成要素はヒト・カネ・モノ・情報であり、ヒトが特に重要である。企業経営の善悪は市場における人間の評価であり、顧客に対しての善か悪かの問題である。

人間の組織である経営体は企業だけではない。政府、病院、大学、宗教団体、軍隊、官庁の官僚組織、その他多数である。今日これらの経営体での不正や不祥事が多発している。日本人の倫理が危機的状況になっている。

2. 企業と経営倫理

企業の活動は関係法により規制されている。株式上場企業は株主のために当期の純利益達成と株価の上昇や株主配当金の確保などを法令遵守と経営倫理により実現しなければならないのである。これが上場企業の正義であり、経営者の株主に対する経営責任である。

人間社会の正義論は長い歴史の変遷により今日に至っている。アリストテレス(B.C.384-322)によれば、正義とは、ひとつをして正しきを行わしめ、正しきを願望せしめるようなとした「状態」をいい、また不正義とは、ひとつをして不正をはたらかしめ、不正なものごとを願望せしめるような「状態」のことを意味している。³⁾

アリストテレスは正義を配分的正義と調和的正義に区分している。配分的正義とは、個々人を機械的に同等に扱うのではなく、成果や功績に応じて、また、それぞれの能力や状況に応じて比例的に扱うことである。つまり、自分が他の人より多く仕事をやり、貢献度も高いのに報酬が他の人と同じであったとき、人は、それを不公平だと感じる。報酬が各自の貢献度に比例しているとき、正しさを感じる。

調整的正義とは、利益と損失の不均衡について、個別の事情を考慮せずに両者を等しく扱い、過不足を調整することである。つまり、貸したお金が契約通りに返されない場合は個々の事情にかかわらず法や規則を公平に適用し、過不足を調整するのである。

トマス・ホップス(1723-1679)は近代的

な倫理論として、功利主義を考えた。これが企業の経営に多大な影響を与えている。功利主義は、行為の帰結に目を向けることによって、あらゆる行為の倫理的意味を決定する。その典型は「全体の善を最大化する」方針、あるいは「最大多数の最大幸福」を生み出す方針と同一視される。この目的を実現する行為が善で、実現しない行為が悪とされる。さらに、ドイツのイマヌエル・カント(1724-1804)は倫理的義務を定言命令法と呼び、人間社会の倫理行動の原理を生み出した。

カントの義務論は企業の経営倫理として、経営者が企業活動の影響を受けるすべての当事者に対して直接的な倫理的責任があるので、それらの人達に義務を果たすことである。

企業の経営倫理の応用できる徳倫理論では、どの習慣や性格特性が意味ある幸福な人生の一部になりそうかを明らかにする。つまり、誠実、高潔、信頼性といった徳についてと、貪欲、物質主義、好戦性、不作法といった悪徳について示している。これは、通常の企業経営においても重要な役割を果たしている。⁴⁾

法律が企業経営に対して善悪を判断した場合は強制力があり、処罰の対象になる。企業の目的は経済的成果の達成である。これが何のためなのか、それを社会の正義に照らして考えたとき、正しい行動によってもたらされた結果であったかが問われる。企業の法律違反は処罰されるが、利益達成の行動の倫理問題は社会が寛大に大目に見てきた。しかし、現在は企業の非倫理的な行動を社会が強く批判するようになってきている。⁵⁾

企業が良い倫理を実践するということは、良い企業の結果を享受することになる。善い

倫理とは、適切な行動基準によって測定されるものであり、良い企業の結果とは、利益の増大、継続的な販売、良い現金収支など、適切な指標によって測定されるものである。企業利益は雇用の創出、経済成長、技術革新など公共善に寄与する潜在的積極的要因と考えられている。⁶⁾ 企業の利益達成と配分については経営倫理が関係してくる。

ノーベル賞経済学者ミルトン・フリードマンは企業の目的は株主の利潤を最大化することで、株主は企業の所得者であり、よって企業の収益は株主に属するとしている。経営者は株主の代理人であり、株主のために会社を経営する。すなわち株主の富を最大化する道徳的責務を負う。もし企業の経営者が収益の一部を慈善団体に寄贈するようなことがあれば、それは株主の財産を不正に使用していると見なされる。⁷⁾

アメリカでは1900年代の初頭に企業の資本と経営の分離が行われ、企業の所得者と経営者が分離して、株主の委託を受けた経営者が企業経営を行うようになっている。株主の信頼が喪失した経営者は退陣することになる。株主が経営者に期待していることは、経営倫理による利益の増大とステークホルダーに対しての善なる責任の達成である。この目標が達成できない経営者は不正の行為により、経営者の地位を継続しようとする。経営者の不正は企業の不正となり、企業が責任を取ることになる。

自然人ではない企業が経営倫理の責任を取る理由は、企業が独自の意思決定構造のもとで、道徳的倫理に基づいて意思決定が行われており、企業は、その意思決定過程において、企業行動の具体的な結果を想定して政策や規

則を統制できるからである。また、企業に法人格を付与することは、企業に独立した行為主体としてあたかも自然人であるかのように行動する権利を認めているからである。故に、企業は、その行動について、暗黙の契約に基づき社会に対して責任があり、しかもその責任の具体的な内容は時代の変遷とともに変化するのである。⁸⁾

企業経営の責任者である経営者は経営倫理について、経営理念や経営方針に表現して企業内と企業外に開示している。これは社会の価値や規範を受け入れて事業を展開することが前提になっているからである。企業が社会の構成員として存続するためには最低限の社会規範の法律だけではなく、その上限にある倫理性を実行する必要がある。人間社会の変貌は企業経営者と企業に多くの社会規範を要求してくる。これに対応するには、企業の倫理的性質を高める必要がある。

企業は新しく倫理基準を導入したり、現在の倫理基準を改善したりして自社の倫理的性質が社会に対応できるように改善している。これは現行の倫理基準を管理することより困難なことである。それは自社の従業員の思考と行動を変えることであり、すでに倫理基準が確立している組織において、経営慣行を新しく構築したり手直しする必要から経営者は大きな責務を負うのである。これにより企業内の混乱が発生する場合もある。⁹⁾

新たに組織の経営者に就任した者は、前任者と異なる経営を行おうとする野心が存在している。そのため、組織内構成が人事異動により変更され、経営慣行も大きく転換される。必要以上の組織変更が経営力を弱体化させ、経営倫理が崩壊する。前任者より経営能

力が欠如した経営者は不透明な経営組織を構築して、失敗の連続を不正な行為により解決しようとする。経営内の不正が会議により正当化され、経営実績の内容は人為的に法律違反の手前で改竄される。このような経営組織は消滅する。

社会の倫理基準の変化が企業における経営倫理に影響を与える。現在の社会はグローバル化に失敗し国際社会の秩序が不安定になってきている。その原因はイギリスのEU離脱とアメリカ大統領の自由貿易や移民の制限である。これは、国際化が善であり、自国優先が悪であるとした社会の倫理が崩壊したからである。この社会変貌は「ポピュリズム」が原因である。日本企業はポピュリズムの台頭により経営倫理の転換が必要となる。

ドイツのアンドレアス・ズーハネク(Andreas Suchanek)はこれまでの社会における企業の責任や役割を次のように書いている。グローバル化とコミュニケーション費用の急速な低下は、個人の自由や実現可能な協働利得を計り知れないほど拡大させた。企業はより容易かつ低費用で国境を越え、費用対効果の高い情報交換システムを利用し、それによってグローバルなサプライチェーンを構築し、新しい市場を獲得できるようになったのである。¹⁰⁾

これは、グローバリゼーションが終焉していく現在には該当しないものとなる。世界の企業がアメリカの国境を低費用で越えることなどできないからである。欧州におけるアンチ・グローバリズムも同じことである。

3. 日本企業の経営倫理

日本には企業の経営に影響を与える組織がある。経団連、経済同友会、日本商工会議所の3団体である。特に経団連の影響力が大きいのである。経団連の正式名称は、日本經濟團體連合会であり、1946年に日本經濟の再建を目的に設立された。2002年には日本経営者団体連盟と統合している。2018年現在の会員企業数は約1550社である。

経団連は企業倫理に関する中間報告で、企業に求められる倫理についての提言を行っている。これによると、倫理とは自らの行いの善し悪しをはっきりさせることである。企業倫理とは、企業が法人として、経営者は経営責任者として自らの行いに節度を保つことである。企業が法を遵守することは当然であるが、倫理は法律を守りさえすれば良いということではない。法を守れば何をしても良いということは許されない。企業が社会の健全な発展を前提に、社会的な良識を持って行動することが倫理であるとしている。¹¹⁾

日本企業の経営倫理は経団連の指導により、法律や社会慣行の遵守と企業経営を導く企業目的や指導理念、行動基準や利害関係者との信頼関係の維持といった観点から考えられている。アメリカでの企業倫理論が強く影響した経営倫理となっている。

アメリカでは企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility)の研究が活発に行われ、日本における経営倫理の構築には欠かすことのできないものとなっている。日本における経営倫理の研究は主にドイ

ツの道徳基準論とアメリカの社会的責任論の展開が中心となって行われている。特に1980年代からアメリカではビジネス・スキャンダルが相次いで発生し、これに呼応して企業の社会的責任論が活発になり、日本に伝播している。

日本では1990年代からバブル経済の崩壊、平成不況の進行などにより企業の社会的責任や企業倫理を問われる不祥事が多発したのである。これにより、日本にはCSRブームが起こったのである。しかし、日本企業の不祥事の原因とアメリカ企業の場合とでは異なるので、問題の解決には日本の特質を理解する必要がある。

アメリカでの企業不祥事は、コンピュータを駆使し、業界の裏を知り尽くした非常に巧妙で高度な技術によるものである。こうした、いわゆるホワイトカラー・クライムに登場する犯人達は比較的裕福な家庭の出身者であり、しかも高い学歴と明晰な頭脳をもった知能犯であった。こうしたビジネス・エリート達は確信犯であり、勝つため、利潤を最大化するためという最終目的のためには手段を選ばずというのがビジネス界の暗黙の鉄則であり、私利私欲につき動かされて稼ぎまくることの、どこが悪いと開き直ったことによるものであった。¹²⁾ アメリカ企業の利益はヘッジファンドやバーチャルなゲーム的ビジネスによるものが多く、経営破綻の原因になっている。

日本企業もアメリカのCSRの影響により、倫理綱領、行動基準、行動指針等の倫理的価値基準を示す文書の所有率が上昇してきている。また、社内規範の適用範囲が取締役を含むすべての正社員に適用されている企業も増加している。しかし社外への公表は少数の企

業しか行っていないのが現状である。これは日本企業の特質として秘密主義と隠蔽主義が存在しているからである。¹³⁾

日本人には民族的、歴史的、地理的要因から生まれた倫理が存在している。それは島国として、自然の中に定住し、水田稻作から自然に対して対抗的でなく、征服的でなく受容と忍従の性格で生きてきたのである。これにより、生活の場をともにする者は「和」を尊重する思想が生活の根本になったのである。農耕生活の中心である共同生活の秩序を乱す行為は悪であり、これを「きなたい」と表現し、善いことは「きれい」としたのである。

日本人のこの倫理観は日本の社会の根底に生きている。古代日本人は「きたない」ものや、行為に対しては「みそぎ」により、正常な状態にもどれると考えられていた。また、神主の祝詞、神棚の礼拝によって罪や「けがれ」がとりはらわれ、善なる自分が存在できると考えられている。現在でも日本の企業経営者には社内に神棚をお祀りしている人が多いのである。

平安時代には仏菩薩が本地であり、それらが衆生救済のために姿を変えて迹を垂れたものが日本の神々であると考える、本地垂迹説が社会に浸透した。神仏同体の建築物や崇拝は明治の神仏分離により衰退したが、現在でも継続している僧侶や寺も存在している。これが日本人の倫理に大きく影響している。武士階級などが儒教を倫理として導入したのに対して、本地垂迹説による神仏同体は現在の日本人の倫理に受け入れられている。

平成初期からは日本企業の中堅社員が精神的な拠り所として、国学に興味をもちミニブームが発生した。日本の経営の終焉が外来思想

ではない日本人独自の国学思想に人生の正道探求の糸口を見たのである。儒教や仏教などによる考え方を排し、真の人間のあり方を模索しようとする思想運動が生まれた時代背景を重ねて、本居宣長のもののあはれを知る生まれながらの真心による生き方を理想としたのである。

日本人の職業は企業に雇用される会社員が多い。その企業構造は産業の二重構造により中小企業が大多数である。下請けや子会社、関連会社といった大企業が系列化した中小企業が問題を起こしても、結果的には親会社が責任を問われるることは不可避である。大企業が構築している経営倫理や倫理制度を子会社や下請け企業といった現場の組織風土にまで落とし込まれた態勢が欠如しているならば、これは改善すべきである。

経営倫理制度の改善は経営者が創業者もしくは創業家出身者の企業と、そうでない生え抜きやメインバンクの出身者の企業とでは対応の方法も範囲や質に差異が生じる。創業家出身の経営者をもつ企業では制度化よりも、倫理問題は人格的影響力により解決される場合が多くなっている。¹⁴⁾ 形式的な制度構築や改善は官僚制組織が成立している企業では簡単に行うことができる。しかし、経営者が交替するごとに改善変更が連続すると、混乱と不信感、文書通達支配の弊害が企業内と利害関係者に及ぶことになる。

経営者の倫理的意思決定に及ぼす要因はアメリカが自分の良心で、日本は「会社の方針と社風」である。個人主義のアメリカでは個人の倫理観に従って行動するように期待されるが、日本では社会の規則と手続き風土に従うことが最優先される。¹⁵⁾

アメリカの経営倫理は法律や機構の規則の範囲内であれば、すべての経営行為が許されるということではなく、個々人の価値観、あるいは各企業のもつ価値観に照らして考えた場合、その経営行為をどう判断するかということである。企業における倫理は経営者や企業がもつ内面的な判断基準をどこにおいているかということである。

日本の経営倫理は経団連が制定した「企業行動憲章」が一つの契機となっている。これにより、いくつかの企業では企業倫理や企業行動に関する社内の委員会と審議会の設置、倫理綱領の制定、社内教育の強化などが行われたのである。その後、1991年には「新企業行動憲章」を制定し、消費者、株主等のステークホルダーとの関係や経営者の役割を10の行動原則にまとめたものである。これは、以前より日本の歴史過程の特色を考慮した経営倫理の指導理念となっている。¹⁶⁾

新企業行動憲章から今年は27年が経過した。日本企業の指導者である経団連の存在意義が問われている。(2018) 中西宏明経団連会長は新聞上で、経団連の中核を担ってきた大企業や製造業はもはや経済界を代表していない。会員企業の構成などを大幅に見直し、より幅広い意味での経済界を代表する存在になる必要があると指摘した。

財界の大変化は個々の企業努力では解決できない問題が大量に発生することを予想させるのである。特に個人的にも企業的にも倫理観の異なる国との問題解決は日本企業の経営の重荷となる。現在、日本企業が外国から受けている多くの理不尽な要求は日本人の国際社会における独立精神の欠如からくるものである。

日本が海に囲まれている地理的独立の利益は崩壊し、ITによる日本企業の仮想通貨が奪われ、国際金融による各国からの不正な通貨送金、知的財産権の侵害などの被害に対して日本人は損害賠償の請求ができないでいる。日本の企業経営は国際化（グローバル化）の弊害により多大な損害を受けることになる。

アメリカとイギリスはグローバル化の失敗を認識して、一国独立主義の選択をした。日本の企業はこれらの国の企業と経営活動をどのような倫理観で対応していくのかが問題である。日本の経営学の分野では、国際経営論の分野において企業倫理の体系的な研究は行われてこなかったのである。

グローバル企業倫理の研究が日本では発展しなかった原因として、道徳問題の専門家である哲学者たちが理論への関心にとらわれ、現実の学問分野に積極的に取り組まなかつたことがある。また、経営学が依って立つ企業問題への科学的方法への専心が倫理的な分析への意欲をそいだからである。¹⁷⁾

日本の経営学における経営倫理の研究は、基本的にアリストテレスの「徳倫理」の考察から開始されイマヌエル・カント「義務倫理」とジェレミー・ベンサムの「功利主義倫理」へと展開される。哲学者の倫理学研究と道徳研究が中心になる。企業経営者の社会的責任と倫理基準の制度構築研究が現実企業を対象にした実務研究である。

4. 技術者倫理

企業経営は資金を調達して、その資金を運用し、商品販売の代金を現金回収し、投下資

金より増加した分が利益であるので、この利益が連続して達成できるように経営活動を行うのである。経営者は経営目的の利益増加を達成するための、イノベーション（技術革新）とマーケティングにより顧客の満足度を向上させるのである。

企業経営者はイノベーションのために、優秀な技術者を多く雇用したり、特許技術を高額な価格で購入したりするのである。この経営者の行為は企業に生産技術の変化だけではなく、新しい経営管理、経営組織、マーケティングやデザインを生みだし、企業の継続と人々の生活に貢献しているのである。

科学技術の進歩は人間社会に不可能とされていた行為を可能にしたり、利便性を普及したりしてきた。それと反対に、自然破壊や人間の健康や安全に害を与え、企業を倒産させたり、人類に及ぼした損害は計り知れないものがある。個々の科学技術者は技術進歩と人間の安全という両方について責任をもつべきであり、それが技術者倫理（engineering ethics）である。¹⁸⁾

技術者倫理の欠如は人間が人間を殺す道具を大量に生産している。戦争で使用された武器の歴史は工学、化学、医学、物理学、数学、生物学などの本流科学と多くの支流科学を技術者が製品化して、多くの死者をだしたものである。人を殺す目的の技術開発をした技術者に人間としての倫理観や道徳心は存在しないのである。

日本企業の代表的な自動車メーカーでは、技術者による不正が相次いでいる。（2018）の新聞紙上では、SUBARU（スバル）が自動車の安全性に大きく関わるブレーキの検査などで捏造を行っていた。同様のデータの改

さんは、日産、スズキ、マツダ、三菱自でも実行されたことが報道されたのである。これは、技術者が企業内における自己防衛という身勝手な論理により行われていたのである。倫理的な判断は技術者には存在していなかつたのである。

スバルと日産自動車はこの不正で約150万台のリコールを実施し、ステークホルダーに対して多大な損害を与えたのである。現場の技術者と企業経営者との間には多方面において大きな歪みや溝があり、経営組織の不備が技術者の暴走を発生させたのである。

日本では1960年代から品質管理（quality control）が誕生し、1970年代には外国にも紹介され、日本企業の生産管理は高い評価を得ていた。しかし、日本企業の技術者は現実の実体を数量化して表現し、これを安易に改ざんする不正の手法が蔓延することになったのである。この不正現象はITの導入により加速している。

技術者による不正が増加している現在、技術者倫理の研究により、倫理制度や倫理基準の構築が必要である。技術者の不正な意思決定は個人の倫理観の欠如が原因である。個人の目的達成を最優先する技術者が多く、他者に対する正義、義務、責任観が希薄であり、統計やデータは自分の立場を有利にするためには、改ざんし不正操作を繰り返す。この技術者の特質は人間の本質であり、科学技術が万能であると錯覚している無知によるものなのである。これが実感できた例は最近特に多いのである。

東日本大震災による原子力発電所事故、北海道地震による火力発電所事故等は技術者による不正によるものであり、自分の技術能力

を過大評価した自己満足が原因である。技術者が行う実験データの捏造は企業だけの問題ではないのである。日本の科学技術の総本山である「理研」が行った不正は人間の欲求を満足させる本能に対して、自己の倫理が欠如していたので、悪の意思決定を選択したのである。

技術者倫理は善惡の実践であり、表面的なルール違反しなければ良いというレベルで達成できるものではないのである。技術者に理解できるレベルが必要であり、これを考察することが重要である。現在、このレベルを4つに区分したものがある。倫理的行為の対象を区分することにより、技術者の不正を防止するものである。

技術者倫理の4つのレベルはメタ（Meta）、マクロ（macro）、メゾ（Meso）、ミクロ（Micro）である。技術とは何か、何のために存在するのかという根源的で哲学的な問題を扱うのがメタのレベルである。技術を購入し利用する人の安全や経済問題がマクロのレベルである。技術の依頼した企業との関係がメゾのレベルである。技術者の個人としての意思決定の問題がミクロのレベルである。¹⁹⁾

ここで問題なのは、すべてのレベルでITの技術者の問題が存在していることであり、情報倫理についてである。コンピュータ、インターネット、モバイル通信等による世界的規模の不正はますます増加していくのである。

情報倫理の構築が必要であり、それはすべての人のための倫理でなければならないのである。情報の不正に対する法律の整備が不十分であり、人間社会のすべての分野に多大な損害を与えている。2011年には電子情報通信学会が倫理綱領として、電子情報通信学会

行動指針を提示したが、その効果は發揮されていない状況である。

リーマンショックの原因はIT技術者による金融商品の製造であった。その商品は複雑な金融派生商品でリスクの実態が見えにくいものであった。これと同様の危機が現在アメリカのIT大企業（アマゾン、アップル、アルファペット、フェイスブック）で発生している。各国の規制当局はフェイスブックのデータ流用問題なお引き金に、アメリカのIT企業によるデータの独占というブラックボックス化に注目している。独占や関係企業に対しての不当な行為がGAFA（グーグル、アップル、フェイスブック、アマゾン）と称されるIT企業で行われている。社会規範に違反する情報技術者の活動が世界中に拡大している。このGAFAには1社で50,000人の情報技術者を雇用している企業もある。

EUの欧州委員会は米グーグルに対してEU競争法（独占禁止法）違反として2018年7月に巨額制裁金を科したのである。グーグルの不正行為は、同社が支配的な地位を乱用してアンドロイドを使う端末メーカーに対して、グーグル製以外のアプリを排除するよう迫った認定したからである。この行為は同社の情報技術者の情報倫理の欠如である。

日本はGAFAの社会規範違反に対しての対抗制度や法律が整備されているとはいえない。監視の行政制度は、公正取引委員会が独占禁止法、総務省が通信の秘密を保障する電気通信事業法、個人情報保護委員会が個人情報保護法を担当している。経済産業省は産業政策を管轄するが、直接、巨大IT企業を規制する法律を明確には持っていないのである。この先、GAFAの不正に対して

は日本の縦割り行政の弊害を解消し、国際的期間による法の整備と、情報技術者の能力向上の教育、情報倫理教育の充実が急務であり日本人の自国独立意識の倫理観が必要である。

5. おわりに

現在の世界経済の危機は、少数のIT大企業の経営者と情報技術者による不正行為による企業不祥事が原因である。この不祥事が全世界の人々に多大な損害を与えることは常識となっている。アメリカの大企業の不祥事の多くは株価最大の論理、行き過ぎた個人主義から生じている。また、不正が原因であるか、失敗が企業不祥事を起こしたかは悪意が重要な問題となる。人間の善悪は倫理の対象である。²⁰⁾

企業は不正と失敗の両方を防止して企業不祥事に対処しているが、それでも経営者の不祥事も、現場の技術者の不祥事も起っている。対策としては、内部統制システム、コンプライアンス・プログラム、倫理基準の導入、企業倫理の研修など実行しているが、効果は完全ではないのである。²¹⁾

不祥事を起こした企業が、まず取り組まなければならないのは、不正や事故が発生した原因を企業風土までさかのぼって徹底して、調査し、原因を究明することである。不祥事には踏み込んだ検証を経た上での再発防止策を樹立して、将来のリスク管理を行うことが重要になる。ステークホルダーに対しての社会的責任がある。²²⁾

企業の経営者はなぜ経営倫理に反した行動を取るのか、情報技術者はなぜ情報倫理に反

する行動を行うのか、これまでの倫理学がなぜ不十分なのかを考える必要がある。

これは倫理には死角が存在するからである。これまで、企業は不祥事のたびに、莫大な予算を投じて倫理やコンプライアンスを内部に浸透させるために、倫理綱領や倫理オンブズマン制度の導入、倫理研修に努力してきたのである。

政府は法規制を強化して、倫理違反行為を処罰している。倫理重視の風潮はビジネススクールにも広がっている。企業も政府も教育機関も倫理対策には多くの資金を導入してきたが、新たな倫理スキャンダルはあとを絶たないのである。従来の倫理学では倫理的人間が非倫理的行動をなぜ行うのかが認識できなのである。行動倫理学は「限定された倫理性」(bounded ethicality) という概念を持ち込むことにより、それを解明しようとするものである。

限定された倫理性とは、倫理的に振る舞おうという意図はあるのに、実際には倫理に反する行動をする原因のことである。このように、人間は自分の倫理観と自分の実際の行動が食い違っていることに気づかなくさせる倫理の死角を理解すべきである。このギャップが拡大させる要因として組織的、政治的環境がある。²³⁾

人間の行動は動機によるものである。善悪の倫理基準による行動が優先する場合もあるが、倫理基準以外の環境要因により行動する場合もある。意思決定の選択は動機の欲求順位がどこに存在しているのかで変化するのである。

引用文献

- 1) 日本経営倫理学会編 (2008) 『経営倫理用語辞典』白桃書房. p77.
- 2) 木村清司 (2000) 「経営文化と経理倫理の一研究」『愛国学園大学人間文化研究紀要』第2号. p37.
- 3) 宇南山英夫、小倉一郎監修 (1996) 『企業倫理と会社不正』東京経済情報出版. p21.
- 4) Joseph R.DesJardins (2011) An Introduction to Business Ethics. (文京学院大学グローバル・カリキュラム) 研究会訳『ビジネス倫理学入門』文京学院大学総合研究所. 2014. pp30~44.
- 5) 高橋浩夫 (2016) 『戦略としてのビジネス倫理入門』丸善出版. pp11~12.
- 6) David Stewart (1996) Business Ethics. (企業倫理研究グループ代表中村瑞穂訳『企業倫理』白桃書房. 2001. pp30~38.
- 7) TomL. Beauchamp, NormanE. Bowie (1997) E.Bowie (1997) Ethical Eheory and Business. (加藤尚武監訳『企業倫理学』晃書房. 2005. pp74~75.)
- 8) 宮坂純一 (2018) 『なぜ企業に倫理を問えるのか』萌書房. p3.
- 9) FrancisJ Aguilar (1994) Managing Corporate Ethics (水谷雅一監訳『企業の経営倫理と成長戦略』産能大学出版部. 1997. pp199~200.)
- 10) Andreas Suchanek (2015) Unternehmensethik ; in Vertrauen Investieren (柴田、岡本訳『企業倫理：信頼に投資する』同文館出版. 2017. p237.)
- 11) 福留民夫 (2000) 『日本企業の経営倫理』明光社. pp17~18.
- 12) 鈴木辰治・角野真夫 (2000) 『企業倫理の経営学』ミネルヴァ書房. p33.
- 13) 企業倫理研究グループ代表：中村瑞穂 (2007) 『日本の企業倫理』白桃書房. p19.
- 14) 水谷雅一編著 (2003) 『経営倫理』同文館出版. pp207~209.
- 15) 中野千秋・高巣編著 (2016) 『企業倫理と社会の持続可能性』麗澤大学出版会. p24.
- 16) 高橋浩夫編著 (1998) 『企業倫理綱領の制定と実践』産能大学出版部. pp15~16.
- 17) 安室憲一編著 (1995) 『多国籍企業文化』文眞堂. p163.

- 18) 札野順編著 (2015) 『新しい時代の技術者倫理』
放送大学教育振興会. pp59～60.
- 19) 尾崎史郎・児玉春男編著 (2014) 『情報社会の
法と倫理』 放送大学教育振興会. pp28～31.
- 20) Lawrence E. Mitchell (2001) Corporate
Irresponsibility. (齋藤祐一訳 『なぜ企業不
祥事は起こるのか』 麗澤大学出版会. 2005.
p2005. p12.)
- 21) 秋山進 (2008) 『それでも不祥事は起こる』
日本能率協会マネジメントセンター. pp150
～152.
- 22) 國広正 (2010) 『それでも企業不祥事が起こる
理由』 日本経済新聞出版. p206.
- 23) Max H. Bazerman, Ann E. Tenbrunsel (2011)
Blind Spots. (池村千秋訳 『倫理の死角』
NTT出版. 2016. pp5～8.)